

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税の徴収及び差押等滞納処分に関与する職員に支給する特殊勤務手当	税務職員	市税の徴収及び差押等滞納処分に関与する業務	月額 5,000 円 1回 1,000 円
感染症防疫作業従事職員に支給する特殊勤務手当		感染症防疫作業に従事する業務	1回 1,000 円
行旅病人、同死亡人取扱従事職員に支給する特殊勤務手当	ケースワーカー	行旅病人、同死亡人取扱従事する業務	1人 1,000 円 1体 5,000 円
水災震災その他非常事態に対応する職員、救急業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当	消防職員	水災震災その他非常事態に対応する業務、救急業務	1回 150 円 ～ 1,000 円
生活保護従事職員に支給する特殊勤務手当	ケースワーカー	生活保護従事業務	月額 5,000 円
住宅家賃の徴収及び明渡しに直接携わる職員に支給する特殊勤務手当	住宅課職員	未納及び滞納整理のため戸別訪問を行う事務に従事した日明け渡し	1日 250 円 1戸 1,000 円
清掃、衛生作業従事職員及び葬斎場勤務職員に支給する特殊勤務手当	環境衛生センター及び葬斎場職員	清掃及び衛生作業に従事する職員 清掃作業及び衛生作業に自動車運転業務を兼ね従事する職員 夏期加算 年末年始加算 降雨日でごみ収集作業加算 平日 葬斎作業に従事する職員	勤務1日 1,200 円 1月 1,300 円 150 円 2,000 円 500 円 300 円 30,000 円
犬、ねこ死体処理作業従事職員に支給する特殊勤務手当	環境衛生センター職員	犬、ねこ死体処理作業	1体 1,000 円
住宅新築資金の貸付金回収に直接携わる職員に支給する特殊勤務手当	人権推進課職員	住宅新築資金の貸付金回収に直接携わる業務	1日 250 円
深夜勤務（通信業務、立哨業務、監視業務、監督業務及び救急業務）に従事する消防職員に支給する特殊勤務手当	消防職員 （深夜における勤務が2時間未満）	深夜勤務（通信業務、立哨業務、監視業務、監督業務及び救急業務）	勤務1回 200 円 (140 円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	33,465 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	83 千円
支給実績（17年度決算）	37,478 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	87 千円

(6) その他の手当（19年4月1日現在）

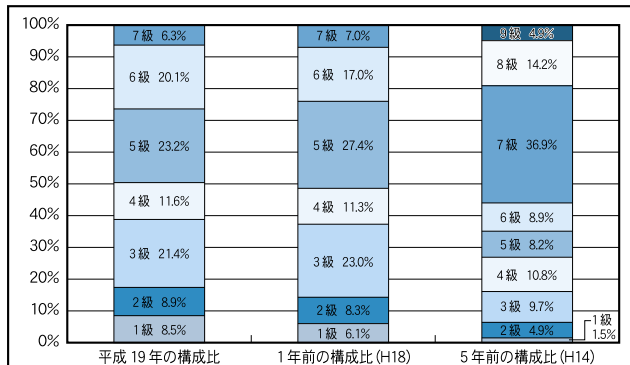
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給される手当。 支給額は、 ・配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族2人までは6,000円、3人目以降は5,000円 ・配偶者がなく、扶養親族がある場合は1人目は11,000円、扶養親族でない配偶者を有する場合に扶養親族がある場合は1人目6,500円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子は5,000円加算。	同じ		37,660 千円	202,473 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員や当該職員の所有に係る住宅に居住している職員に支給される手当。 ・毎家2500円(5年間) ・借上上限27,000円	同じ		28,510 千円	129,005 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 最高支給限度額 21,600円	同じ		14,889 千円	46,096 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職に応じ、給料月額に対して8%～14%支給（平成19年度から職に応じて定額で支給）	—		43,363 千円	358,372 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務を命じられた場合に支給（勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額）	同じ		8,173 千円	110,446 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	19 人	8.5 %
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	20 人	8.9 %
3 級	係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	48 人	21.4 %
4 級	1.課長補佐の職務又はこれと同程度の職務 2.困難な業務を分掌する係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	26 人	11.6 %
5 級	1.困難な業務を分掌する課長補佐の職務又はこれと同程度の職務 2.特に困難な業務を分掌する係長、主任の職務又はこれと同程度の職務	52 人	23.2 %
6 級	課長の職務又はこれと同程度の職務	45 人	20.1 %
7 級	1.理事の職務又はこれと同程度の職務 2.部長の職務 3.副部長の職務又はこれと同程度の職務	14 人	6.3 %

(注) 1 小松島市の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級および2級並びに4級および5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度の給与構造改革により、従来の普通昇給と特別昇給を統合し、昇給月も毎年1月1日とし、昇給をA～Eの5段階に区分することとなっている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小松島市	徳島県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,889 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等に よる加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

小松島市	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 8,296 千円	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 26,317 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	14,689 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	179,134 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	20.3 %
手当の種類（手当数）	10種類